特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
47	児童扶養手当関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）その他の関係法令に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、次の事務を行う。 ① 児童扶養手当の受給資格及び手当額についての認定請求を受理し、請求内容及び添付書類を確認する。 ② 請求者、受給資格者、配偶者、扶養義務者及び対象児童について、戸籍、住民票、所得、養育費、公的年金給付、障害の状態その他の支給要件に関する情報を確認し、受給資格及び手当額を審査する。 ③ 審査結果に基づき、認定、却下、手当額の改定、支給停止、支給停止の解除、資格喪失その他の決定及び通知を行う。 ④ 手当額の改定、未支払手当、氏名・住所・支払金融機関その他の変更及び受給資格の喪失等に係る請求又は届出を受理し、審査及び必要な処理を行う。 ⑤ 現況届その他の届出を受理し、受給資格者、配偶者、扶養義務者及び対象児童の状況、所得、養育費、公的年金給付、監護・養育状況、生計関係その他の支給要件を確認し、受給資格及び手当額の継続審査を行う。 ⑥ 児童扶養手当の支給、未支払手当の支給、支払結果の管理、内払調整、過誤払及び返還その他の支給管理を行う。 ⑦ 受給資格及び手当額の確認に必要がある場合は、関係書類の提出を求め、質問、調査その他必要な事実確認を行う。 ⑧ 事務に必要な特定個人情報を、認定請求書、届書その他の関係書類及び公簿等により取得・確認し、児童扶養手当支給情報ファイルに記録して管理する。 ⑨ 児童扶養手当の現況届については、窓口等による受付のほか、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンラインによる受付を行い、申請内容に応じて必要な書類の提出、電話による確認又は面談等を行う。 なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、関係機関との間で必要な情報の照会及び提供を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当支給情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141及び155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩国市福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL:0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL:0827-29-5075
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、個人番号は原則として本人から取得し、その真正性を確認する。本人から取得できず住民基本台帳ネットワークシステムによる照会を行う場合は、氏名、生年月日、性別及び住所の4情報又は住所を含む3情報により本人を特定し、申請書等と照合した上で登録する。 認定請求、各種届出及び現況届の受付、受給資格者、配偶者、扶養義務者及び対象児童の登録、支給要件、所得、養育費、公的年金給付等の確認、手当額の算定、口座登録、支払処理、通知書等の発送並びに書類の保管・廃棄には人手が介在する。このため、必要書類及び住民記録等との照合、入力者と確認者の分離並びに認定内容、支給停止の有無、手当額、支払対象者及び口座情報の複数人確認を行う。 電子申請による現況届については、電子署名等により申請者を確認し、受給資格者、対象児童、世帯状況、監護・養育状況、所得、養育費その他の申告内容及び添付情報を確認した上で業務システムに登録する。また、電子申請データを取得、閲覧又は登録できる職員を必要最小限に限定し、ユーザーIDの発効・失効、アクセス権限及び操作記録を管理する。不備又は疑義がある場合は、追加書類の提出、電話確認又は面談等により確認する。これらの措置により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、取扱区域及び事務取扱担当者を明確にし、アクセス権限の限定、利用者認証、操作記録の保存、端末及び電子媒体の持出し制限並びに書類の施錠保管等の安全管理措置を講じる。 電子申請による現況届のデータをLGWAN接続端末等に一時保存する場合は、保存先及び取扱者を限定し、業務システムへの登録及び確認後、保存の必要がなくなったデータを速やかに削除する。外部記憶媒体を使用する場合は、許可された媒体に限定し、使用記録、暗号化又はパスワード保護、施錠保管、持出し制限及びウイルスチェックを行い、使用後は媒体内のデータを復元できない方法で削除する。 認定通知書、支給停止通知書その他の通知書等の発送時は、宛名、封入物及び件数を複数人で確認する。保存期間経過後は、廃棄又は削除の対象を確認した上で復元不可能な方法により処理し、必要な記録を保存する。また、漏えい等が発生した場合の報告及び初動対応の手順を周知し、自己点検及び内部監査の結果を踏まえて安全管理措置を見直すことから、漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長　穴水千枝美	課長　木原　眞弓	事後	H28.4.1付け人事異動に伴う変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成28年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年3月30日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	課長　木原　眞弓	課長　河村　憲二	事前	平成30年４月１日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童手当支給情報ファイル	児童扶養手当支給情報ファイル	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	見直しによる修正
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（情報提供の根拠） 番号法第19条第7号及び別表第二13、16、26、30、47、64,、65,、87、116の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第7号及び別表第二57の項	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二第13、16、26、30、47、64,、65,、87、116の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、12、19、35、36、44条 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二57の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	見直しによる修正
平成31年3月29日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	課長　河村　憲二	こども支援課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	Ⅳ　リスク対策		Ⅳリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当（※）の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果の通知 ②児童扶養手当の手当額改定請求の受理、審査、審査結果の通知 ③児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査、審査結果の通知 ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、児童扶養手当（※）の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果の通知 ②児童扶養手当の手当額改定請求の受理、審査、審査結果の通知 ③児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査、審査結果の通知 ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二第13、16、26、30、47、64,、65,、87、116の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、12、19、35、36、44条 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二57の項 　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の13、16、26、30、47、64,、65,、87、116の項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 　番号法別表第二主務省令第31条	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成30年6月1日　時点	令和1年6月1日　時点	事前	しきい値調査の実施による変更
令和2年6月30日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の13、16、26、30、47、64,、65,、87、116の項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 　番号法別表第二主務省令第31条	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の13、16、26、30、47、57、64,、65,、87、106、116の項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第10条の3、第12条、第19条、第31条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 　番号法別表第二主務省令第31条	事後	法改正による変更
令和2年6月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年6月1日　時点	令和3年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の13、16、26、30、47、64、、65、、87、106、116の項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 　番号法別表第二主務省令第31条	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第8号及び別表第二の13、16、26、30、47、64、、65、、87、106、116の項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第8号及び別表第二の57の項 　番号法別表第二主務省令第31条	事後	番号法改正による変更 省令改正による変更
令和4年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年6月1日　時点	令和4年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	岩国市健康福祉部こども支援課 こども支援課長	岩国市福祉部こども家庭課 こども家庭課長	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 健康福祉部 こども支援課 TEL：0827-29-5075	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL：0827-29-5075	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和4年6月1日　時点	令和5年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づく主務省令第2条の表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の37の項	番号法第9条第1項及び別表56の項	事後	法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	事後	法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の13、16、26、30、47、64,、65,、87、106、116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の57の項 番号法別表第二主務省令第31条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の81の項	事後	法改正による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日　時点	令和6年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業		Ⅳリスク対策8.人手を介在させる作業の追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅳ　リスク対策 １１.最も優先度が高いと考えられる対策		Ⅳリスク対策１１.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式の変更によるもの
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月1日　時点	令和7年6月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、児童扶養手当（※）の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童扶養手当の認定請求の受理、審査、審査結果の通知 ②児童扶養手当の手当額改定請求の受理、審査、審査結果の通知 ③児童扶養手当の未支払の手当請求の受理、審査、審査結果の通知 ④児童扶養手当の届出の受理、審査、審査結果の通知 なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）その他の関係法令に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、次の事務を行う。 ① 児童扶養手当の受給資格及び手当額についての認定請求を受理し、請求内容及び添付書類を確認する。 ② 請求者、受給資格者、配偶者、扶養義務者及び対象児童について、戸籍、住民票、所得、養育費、公的年金給付、障害の状態その他の支給要件に関する情報を確認し、受給資格及び手当額を審査する。 ③ 審査結果に基づき、認定、却下、手当額の改定、支給停止、支給停止の解除、資格喪失その他の決定及び通知を行う。 ④ 手当額の改定、未支払手当、氏名・住所・支払金融機関その他の変更及び受給資格の喪失等に係る請求又は届出を受理し、審査及び必要な処理を行う。 ⑤ 現況届その他の届出を受理し、受給資格者、配偶者、扶養義務者及び対象児童の状況、所得、養育費、公的年金給付、監護・養育状況、生計関係その他の支給要件を確認し、受給資格及び手当額の継続審査を行う。 ⑥ 児童扶養手当の支給、未支払手当の支給、支払結果の管理、内払調整、過誤払及び返還その他の支給管理を行う。 ⑦ 受給資格及び手当額の確認に必要がある場合は、関係書類の提出を求め、質問、調査その他必要な事実確認を行う。 ⑧ 事務に必要な特定個人情報を、認定請求書、届書その他の関係書類及び公簿等により取得・確認し、児童扶養手当支給情報ファイルに記録して管理する。 ⑨ 児童扶養手当の現況届については、窓口等による受付のほか、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用したオンラインによる受付を行い、申請内容に応じて必要な書類の提出、電話による確認又は面談等を行う。 なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、関係機関との間で必要な情報の照会及び提供を行う。	事後	電子申請でデータを受け取る運用等を踏まえた変更
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム	保健福祉総合システム、住記・税システム、 サービス検索・電子申請機能	事後	実際に利用する関連システムの明確化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条	番号法第9条第1項及び別表56の項	事後	記載方法の整理
令和8年10月9日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155の項 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の81の項	【情報提供の根拠】 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141及び155の項 【情報照会の根拠】 　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	記載方法の整理
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和8年10月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当関係事務では、上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、個人番号は原則として本人から取得し、その真正性を確認する。本人から取得できず住民基本台帳ネットワークシステムによる照会を行う場合は、氏名、生年月日、性別及び住所の4情報又は住所を含む3情報により本人を特定し、申請書等と照合した上で登録する。 認定請求、各種届出及び現況届の受付、受給資格者、配偶者、扶養義務者及び対象児童の登録、支給要件、所得、養育費、公的年金給付等の確認、手当額の算定、口座登録、支払処理、通知書等の発送並びに書類の保管・廃棄には人手が介在する。このため、必要書類及び住民記録等との照合、入力者と確認者の分離並びに認定内容、支給停止の有無、手当額、支払対象者及び口座情報の複数人確認を行う。 電子申請による現況届については、電子署名等により申請者を確認し、受給資格者、対象児童、世帯状況、監護・養育状況、所得、養育費その他の申告内容及び添付情報を確認した上で業務システムに登録する。また、電子申請データを取得、閲覧又は登録できる職員を必要最小限に限定し、ユーザーIDの発効・失効、アクセス権限及び操作記録を管理する。不備又は疑義がある場合は、追加書類の提出、電話確認又は面談等により確認する。これらの措置により、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	電子申請でデータを受け取る運用等を踏まえた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅳ　リスク対策 １１.最も優先度が高いと考えられる対策	岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じることとしている。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底し、 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認するなどの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、取扱区域及び事務取扱担当者を明確にし、アクセス権限の限定、利用者認証、操作記録の保存、端末及び電子媒体の持出し制限並びに書類の施錠保管等の安全管理措置を講じる。 電子申請による現況届のデータをLGWAN接続端末等に一時保存する場合は、保存先及び取扱者を限定し、業務システムへの登録及び確認後、保存の必要がなくなったデータを速やかに削除する。外部記憶媒体を使用する場合は、許可された媒体に限定し、使用記録、暗号化又はパスワード保護、施錠保管、持出し制限及びウイルスチェックを行い、使用後は媒体内のデータを復元できない方法で削除する。 認定通知書、支給停止通知書その他の通知書等の発送時は、宛名、封入物及び件数を複数人で確認する。保存期間経過後は、廃棄又は削除の対象を確認した上で復元不可能な方法により処理し、必要な記録を保存する。また、漏えい等が発生した場合の報告及び初動対応の手順を周知し、自己点検及び内部監査の結果を踏まえて安全管理措置を見直すことから、漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	電子申請でデータを受け取る運用等を踏まえた変更